

八幡市民体育館条例施行規則（昭和62年7月9日規則第11号）

最終改正:平成29年3月29日規則第9号

改正内容:平成29年3月29日規則第9号〔平成29年3月29日〕

○八幡市民体育館条例施行規則

昭和62年7月9日規則第11号

改正

平成4年3月10日規則第5号
平成8年3月29日規則第7号
平成14年3月29日規則第19号
平成22年12月24日規則第25号
平成29年3月29日規則第9号

八幡市民体育館条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、八幡市民体育館条例（昭和62年八幡市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

（休館日）

第3条 体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで並びに毎月第2月曜日（第2月曜日が祝日の場合はその翌日とする。）とする。ただし、体育館の管理者（以下「管理者」という。）が管理のため必要があると認めたときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は、臨時に休館することができる。

2 管理者は、前項の規定による休館日の変更または臨時休館をしようとするときは、事前にその旨を掲示しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

（開館時間）

第4条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の開館時間は、準備、練習及びあと片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が管理のため必要があると認めたときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。この場合、前条第2項の規定の例による。

（使用期間）

第5条 体育館の施設は、次に掲げる期間をこえて使用することができない。ただし、管理者が相当の理由があり、かつ、体育館の使用に支障がないと認めたときは、この限りではない。

（1）アリーナにあつては、5日間

（2）その他の施設にあつては、3日間

（使用許可の申請）

第6条 条例第3条の規定により体育館の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八幡市民体育館使用許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、体育館を使用しようとする日（使用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下「使用日」という。）の前6月にあたる日から使用日までとする。ただし、公共または、公用のため管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 申請にかかる使用の許可の順位は、申請の順序により決定し、申請が同一施設を同一日の同一時間に使用することについて、複数の者から同時に行われたときは、申請者間の協議または、抽選によつて許可の順位を決定するものとする。

（使用許可書の交付）

第7条 管理者は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、八幡市民体育館使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 使用者は、体育館の使用の際、前項の許可書を携帯し、管理者の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

（使用の取消、変更等の手続）

第8条 使用者は、使用を取り消し、又は使用内容を変更しようとするときは、直ちに、八幡市民体育館使用取消、変更許可申請書に許可書を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、八幡市民体育館使用取消、変更許可書を交付するものとする。この場合において、変更により既納の使用料に不足を生じたときは、使用者は、当該不足額を許可を受けると同時に納付しなければならない。

（個人使用）

第9条 体育館の個人使用については、トレーニングルームの使用の他、管理者が別に定める場合に認めるものとし、使用手続については、前3条の規定にかかわらず管理者が別に定める。

（使用時間の超過）

第10条 使用者は、やむを得ない理由により使用時間区分を超えて使用する必要があるときは、あらかじめ、八幡市民体育館使用時間延長許可申請書により、その旨を申し出て、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、八幡市民体育館使用時間延長許可書を申請者に交付するものとする。この場合において使用者は、許可を受けると同時に超過使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条第3号に該当した場合 全額

(2) 管理者が公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取消し、または使用を中止させ、もしくは変更させた場合 全額

(3) 第8条第2項の規定により使用の取消または、変更を許可した場合

ア アリーナにあつては、使用日前2月にあたる日までの使用の取消 10分の5に相当する額

イ フリースペースにあつては、使用日前1月にあたる日までの使用の取消 10分の5に相当する額

ウ 会議室にあつては、使用日前3日にあたる日までの使用の取消 10分の5に相当する額

エ 附属設備にあつては、使用日の前日までの取消 全額

オ 既納の使用料に過納を生じる変更 当該過納の額

2 前項の還付を受けようとする者は、八幡市民体育館使用料還付申請書に必要な書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(行為の制限)

第12条 体育館において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 使用施設の定数をこえて入場させること。

(2) 動物をつれての入館、その他他人に迷惑もしくは危害を及ぼす行為または、秩序風俗を乱す行為をすること。

(3) 定められた場所以外で喫煙し、または火気を使用すること。

(4) 壁、柱等にはり紙をし、または釘類を打つこと。

(5) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(6) 飲酒すること。

(7) その他管理者が管理上必要と認めて禁止する行為

2 管理者は、前項各号に掲げる行為を行う者に対し、退館を命ずることができる。

(責任者等の設置)

第13条 使用者は、体育館を使用するにあたり、施設の秩序を維持するために、あらかじめ責任者を定め、その者の住所、氏名等を管理者に届出なければならない。

2 使用者は、使用にかかる体育館内外の秩序を維持するために、必要な整理員を配置しなければならない。ただし、管理者が、必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(職員の立入り)

第14条 管理者は、管理上必要と認めるときは、職員を使用者が現に使用している施設に立ち入らせることができる。この場合使用者は、当該職員の立ち入りを拒むことができない。

(附属設備使用料)

第15条 条例第7条第1項に規定する附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(個人使用料の徴収方法)

第16条 体育館の施設及び附属設備を個人使用する場合(コインロッカー及びシャワーの使用を除く。)の使用料の徴収は、現金と引換えに使用券を交付することによつて行うものとする。この場合においては、使用券をもつて領収書に代えるものとする。

2 使用券には、その種類、使用料の額、有効期間及び発行年月日を記載するものとする。

(雑則)

第17条 条例及びこの規則に定めるもののほか、体育館の管理について必要な事項は、管理者が市長と協議のうえ別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年7月20日から施行する。

附 則(平成4年3月10日規則第5号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第7号)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に有するこの規則による改正前の様式の用紙については、なお当分の間これを使用できるものとする。

附 則(平成14年3月29日規則第19号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月24日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第15条関係）

附属設備使用料

区分	品名	単位	使用区分	使用料	摘要
体育設備	バスケットボール競技用具	1組	1区分	1,000円	
	バレーボール競技用具	1組	1区分	200円	
	バドミントン競技用具	1組	1区分	200円	
	卓球競技用具	1組	1区分	100円	個人使用1時間当たり
	テニス競技用具	1組	1区分	200円	
	柔道用畳	1枚	1区分	10円	
	体操競技用具	1式	1区分	500円	
	ハンドボール競技用具	1組	1区分	200円	
	測定器具	1個	1区分	50円	
	テニス電動式打球練習機	1台	1時間	500円	
	電光掲示板	1基	1区分	500円	
	防球フェンス	1台	1区分	50円	
舞台設備	演台	1式	1区分	400円	
	司会者用演台	1式	1区分	100円	
	簡易ステージ	1台	1区分	200円	
音響設備	放送室設備	1式	1区分	1,000円	
	マイクロホン	1本	1区分	300円	
	ハンドマイク	1本	1区分	200円	
その他	鏡(移動式)	1枚	1区分	200円	
	折りたたみ椅子	1脚	1区分	20円	
	折りたたみ机	1卓	1区分	50円	
	号令台	1台	1区分	50円	
	表彰台	1台	1区分	50円	
	コインロッカー	1個	1回	100円	
	シャワー	1本	1回	100円	
	黒板(移動式)	1枚	1区分	50円	
	フロアーシート	1本	1区分	50円	
	紅白幕	1枚	1区分	50円	

備考

- 1 使用時間区分を超過して使用する場合の使用料の額は、使用時間1時間(30分以下は切り捨て、30分を超え1時間未満は1時間として計算する。)につき、この表の使用料の額に10分の3を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。
- 3 使用料の計算において10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。